

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 15 号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成 14 年岩手県規則第 85 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(条例別表第 2 の規則で定める事務)</p> <p>第 7 条 [略]</p> <p>2～13 [略]</p> <p><u>14 条例別表第 2 第14号の規則で定める事務は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第 2 条第 1 号から第 4 号までに掲げる者の新事業等の支援に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。</u></p> <p>15 条例別表第 2 第15号の規則で定める事務は、中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成11年法律第222号）第 4 条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法（昭和31年法律第115号）第 3 条第 1 項第 1 号の資金の貸付けを受けた者又はその相続人及び貸付けを受けた者の連帯保証人又はその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。</p> <p>16 条例別表第 2 第16号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>17 条例別表第 2 第17号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>18 条例別表第 2 第18号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>19 条例別表第 2 第19号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）による県税の賦課又は徴収（当該県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費に係る徴収を含む。）に関する次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</p> <p>ア～キ [略]</p> <p>(2) 次に掲げる申請若しくは申告の受理、その申請若しくは申告に係る事実についての審査又はその申請若しくは申</p>	<p>(条例別表第 2 の規則で定める事務)</p> <p>第 7 条 [略]</p> <p>2～13 [略]</p> <p>14 条例別表第 2 第14号の規則で定める事務は、中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成11年法律第222号）第 4 条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法（昭和31年法律第115号）第 3 条第 1 項第 1 号の資金の貸付けを受けた者又はその相続人及び貸付けを受けた者の連帯保証人又はその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。</p> <p>15 条例別表第 2 第15号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>16 条例別表第 2 第16号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>17 条例別表第 2 第17号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>18 条例別表第 2 第18号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）による県税の賦課又は徴収（当該県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費に係る徴収を含む。）に関する次に掲げる者の生存の事実又は氏名、住所若しくは生年月日の確認</p> <p>ア～キ [略]</p> <p>(2) 次に掲げる申請若しくは申告の受理、その申請若しくは申告に係る事実についての審査又はその申請若しくは申</p>

告に対する応答

ア・イ [略]

20 条例別表第2第20号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

21 条例別表第2第21号の規則で定める事務は、岩手県収入証紙条例施行規則（昭和48年岩手県規則第27号）第7条第2項の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

22～24 [略]

25 条例別表第2第25号の規則で定める事務は、岩手県産業廃棄物税条例（平成14年岩手県条例第72号）による産業廃棄物税の賦課又は徴収（当該産業廃棄物税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費に係る徴収を含む。）に関する次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

(1)～(7) [略]

26 条例別表第2第26号の規則で定める事務は、ペレットストーブの普及の促進に係る補助金の交付に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

27 条例別表第2第27号の規則で定める事務は、地震による被災建築物の危険度の判定を行う判定士の資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

28 条例別表第2第28号の規則で定める事務は、高齢者向けの住宅の改修等に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

29 条例別表第2第29号の規則で定める事務は、公有財産の売払いの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

告に対する応答

ア・イ [略]

ウ 岩手県県税条例第103条の4第1項第1号に規定する身体障害者等に係る自動車税又は自動車取得税の免除の申請（当該自動車税又は自動車取得税の申告の際の申請を除く。）

19 条例別表第2第19号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

20 条例別表第2第20号の規則で定める事務は、岩手県収入証紙条例施行規則（昭和48年岩手県規則第27号）第7条第2項の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

21 条例別表第2第21号の規則で定める事務は、心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年岩手県条例第35号）第17条第3項第2号又は第4項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。

22～24 [略]

25 条例別表第2第25号の規則で定める事務は、岩手県産業廃棄物税条例（平成14年岩手県条例第72号）による産業廃棄物税の賦課又は徴収（当該産業廃棄物税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費に係る徴収を含む。）に関する次に掲げる者の生存の事実又は氏名、住所若しくは生年月日の確認とする。

(1)～(7) [略]

26 条例別表第2第26号の規則で定める事務は、地震による被災建築物の危険度の判定を行う判定士の資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

27 条例別表第2第27号の規則で定める事務は、高齢者向けの住宅の改修等に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

28 条例別表第2第28号の規則で定める事務は、公有財産の売払いの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

この規則は、平成20年4月1日から施行する。